

《中日社保协定》对在中国工作的日籍人员的影响之 Q&A

自 2019 年 09 月 01 日起, 在中国工作的日籍人员, 满足《中华人民共和国政府和日本国政府社会保障协定》(简称“《中日社保协定》”) 规定条件的, 可以申请免缴相应的社会保险。本文主要介绍此次新规实施的背景以及对在中国工作的日籍人员的影响等。

■ 实施背景

中国、日本两国经济联系密切, 往来人员派遣频繁, 为有效解决中国、日本两国在对方国工作的人员双重缴纳社会保险费的问题, 中日两国于 2018 年 05 月 09 日签署了《中日社保协定》。

为保障《中日社保协定》的落实和实施, 中国人力资源和社会保障部(简称“人社部”)与日本主管机关于 2019 年 04 月 18 日签署了《关于实施中华人民共和国政府和日本国政府社会保障协定的行政协议》(简称“《行政协议》”)。

根据《中日社保协定》第 19 条规定, 该协定于 2019 年 09 月 01 日正式生效, 为确保《中日社保协定》和《行政协议》的贯彻执行, 人社部于 2019 年 08 月 27 日发布了[《人力资源社会保障部办公厅关于实施中国-日本社会保障协定的通知》](#)(简称“《通知》”)。

■ 对在中国工作的日籍人员的影响

Q1: 根据《中日社保协定》, 哪些险种可以互免?

A:

中国仅免除基本养老保险, 没有免除其他社会保险(医疗保险、工伤保险、失业保险以及生育保险)。日本免除国民年金(国民年金基金除外)和厚生年金(厚生年金基金除外)。

Q2: 根据《中日社保协定》, 哪些日籍人员可以免除其在中国缴纳的基本养老保险?

A:

以下 5 类日籍人员可以免除其在中国缴纳的养老保险:

1. 派遣人员: 指受雇于在日本领土上有经营场所

「日・中社会保障協定」が中国で就労する日本人被用者に与える影響 Q&A

2019 年 9 月 1 日から、中国で就労する日本人被用者について、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(以下「『日・中社会保障協定』』という)に定める条件を満たす場合、係る社会保障の負担免除を申請することができる。本稿では、今回新たな規定が実施されることに至った経緯、並びに中国で就労する日本人被用者に与える影響について主に紹介する。

■ 実施に至った経緯

日本と中国の両国は経済関係が緊密であり、人員派遣が活発化する中で、相手国で就労する者にとって社会保険料が二重の負担となってしまうことを有効に回避するため、日中両国は 2018 年 5 月 9 日、「日・中社会保障協定」に調印した。

「日・中社会保障協定」が着実に実施されるよう、中国の資源・社会保障部(以下「人社部」という)と日本の関係当局は 2019 年 4 月 18 日に「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の実施に関する行政合意」(以下「『行政合意』』という)を取り交わした。

「日・中社会保障協定」第 19 条によると、同協定は 2019 年 9 月 1 日をもって正式に発効すると定められている。「日・中社会保障協定」及び「行政合意」が着実に実施されるよう、人社部は 2019 年 8 月 27 日付で[「日・中社会保障協定の実施に関する資源社会保障部弁公庁による通知」](#)(以下、「『通知』』という)を公布した。

■ 中国で就労する日本人被用者への影響

Q1: 「日・中社会保障協定」により、両国間での負担免除対象となる保険は?

A:

中国で免除対象となっているのは基本养老保险のみであり、その他の社会保険(医療保険、労災保険、失業保険及び生育保险)は免除対象外である。日本では、国民年金(国民年金基金を除く)と厚生年金保険(厚生年金基金を除く)が免除される。

Q2: 「日・中社会保障協定」に基づき、日本人被用者が中国で基本养老保险の負担免除を受けるにはどのような要件を満たさなければならないのか?

A:

以下 5 つのケースに該当する日本人被用者は、中国で養老保険の負担免除が受けられる。

1. 派遣される者: 日本の領域内に事業所を有する雇

的雇主，依其雇佣关系被该雇主派遣至中国领土上为其工作的人员；

2. 航海船舶上的雇员：指在悬挂日本船旗的航海船舶上受雇的人员，以及通常居住在日本领土上，在悬挂中国船旗的航海船舶上受雇的人员；
3. 航空器上的雇员：指受雇于在日本领土上的雇主，在国际航线的航空器上工作的人员；
4. 外交和领事机构人员、公务人员：外交和领事机构人员指《维也纳外交关系公约》和《维也纳领事关系公约》中定义的相关人员，公务员指日本派遣到中国领土上工作的公务员及按照日本法律规定同等对待的人员；
5. 例外：中日两国主管机关或经办机构可同意就特定人员或人群的情况，对《中日社保协定》第5条至第8条作例外处理，条件是此人或此类人受中日两国任一国法律规定管辖。

Q3：中国境内企业（包括日资企业）直接雇佣的日籍人员，是否能够免缴养老保险？

A：

中国境内企业（包括日资企业）直接雇佣的日籍人员，不属于 Q2 答复中的“5 类日籍人员”，不适用《中日社保协定》关于免缴养老保险的规定。

需要补充说明的是，“5 类日籍人员”中的“派遣人员”，需同时满足三项条件：一、日籍人员与日本国内公司建立雇佣关系；二、该日本公司在日本境内有固定经营场所；三、该日籍人员基于此雇佣关系被日本公司派遣到中国境内为其工作。

Q4：符合免缴条件在中国工作的日籍人员，如何办理免缴养老保险的手续？

A：

根据《通知》的规定，申请免缴养老保险费的在中国工作的日籍人员，需要向参保所在地社会保险经办机构提交由日本经办机构出具的《参保证明》，其参保所在地社会保险经办机构审核原件，留存复印件备案。核准信息后，依据其《参保证明》上规定的期限免除其相关社会保险缴费义务。

用者に雇用されている者が、当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労の一環として当該雇用者により中国の領域に派遣される者。

2. 海上航行船舶において就労する被用者：日本の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者、及び日本国の領域内に通常居住する場合には、中国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者。
3. 航空機において就労する被用者：日本の領域内の雇用者に雇われ、国際航空路線の航空機において就労する者。
4. 外交使節団及び領事機関の構成員並びに公務員：外交使節団及び領事機関の構成員とは、「外交関係に関するウィーン条約」及び「領事関係に関するウィーン条約」に規定する者を指し、公務員とは、日本から派遣され、中国の領域内で就労する公務員及び日本の法律規定において公務員として取り扱われる者を指す。
5. 例外：日中両国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者に日本又は中国のいずれかの法令が適用されることを条件として、「日・中社会保障協定」の第5条から第8条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

Q3：中国の国内企業（日系企業を含む）に直接雇用される日本人被用者は、養老保険の負担免除が受けられるのか？

A：

中国の国内企業（日系企業を含む）に直接雇用される日本人被用者は、Q2 の回答における「5 つのケースに該当する日本人被用者」には該当せず、「日・中社会保障協定」にいう養老保険の負担免除に関する規定は適用されない。

なお、「5 つのケースに該当する日本人被用者」のうちの「派遣される者」については、3 つの要件を同時に満たさなければならない。つまり、「一、日本人被用者が日本国内の会社との間で雇用関係を築いていること。二、当該日本会社が日本の領域内に固定の経営場所を構えていること。三、当該日本人被用者はこの雇用関係に基づき、日本会社から中国の領域内に派遣され、日本会社のために就労すること」である。

Q4：中国で就労する日本人被用者が負担免除要件を満たす場合、養老保険の負担免除手続をどのように行えばよいのか？

A：

「通知」によれば、中国で就労する日本人被用者が養老保険の負担免除を申請するためには、保険加入先の社会保険実施機関に対し、日本の実施機関から交付された「適用証明書」を提供し、保険加入先の社会保険実施機関にて原本の審査を受け、コピーを届け出る必要があり、それにより情報が精査され、確認できた場合、「適用証明書」に定める期限に従い、係る社会保険料納付義務が免除される。

除了《参保证明》是否还有其他材料需要准备，由于各地实际操作不一，就不一一列举，现以上海地区为例进行说明。上海人社部门表示，由于《中日社保协定》刚刚生效，社保经办部门正在积极落实相关工作，尚无明确针对外籍人员申请免缴养老保险的操作指南，建议可以参考中国与其他国家签署的类似协定所需的材料（比如，[中国和卢森堡、西班牙、荷兰、瑞士、芬兰、加拿大、丹麦、韩国、德国签署的类似协定](#)），以往操作所需材料通常包括：《参保证明》中外文版（原件和复印件）、《劳动合同》、《外国人工作许可证》。后续，具体需要哪些材料，还有待上海人社部门进一步明确。

Q5：外籍派遣人员的免缴期间为多久？

A：

派遣人员首次申请免缴期限最长为 5 年。如果派遣期限超过 5 年，则需再次申请，经中日双方主管机关或经办机构同意，免缴期限可予以延长，但延长的期限原则上不超过 5 年。在免缴期限超过 10 年的特殊情形下，可以给予最后一次延长，但是，最后一次延长的期限和条件将由中日双方主管机关或经办机构经过协商共同决定。

Q6：外籍派遣人员在《中日社保协定》生效前已经在中国工作的，如何处理？

A：

根据《中日社保协定》的规定，此类派遣人员的派遣期限自 2019 年 09 月 01 日起算。

Q7：在《中日社保协定》生效以后办理过免缴养老保险手续，因为任满期等原因回国，然后又被派遣至中国，是否可以再次申请免缴？

A：

再次派遣的外籍派遣人员可以向日本主管机关或经办机构申请《参保证明》，符合《中日社保协定》规定免缴期限的，则可以再次申请免缴。

Q8：提交给中国社保机构的《参保证明》，是否需要在日本国内办理公证认证手续？

A：

「適用証明書」のほかには他の資料も準備しなければならないのかについては、地域ごとに実務上の取扱がそれぞれ異なるため、ここでは上海地区を例に挙げて説明する。上海人社部門によると、「日・中社会保障協定」が発効してからまだ日が浅いことから、社会保障の担当部門は関連作業の実施に積極的に取り組んではいるが、日本人被用者による養老保険負担免除の申請に関しては、明確な取扱ガイドラインが現時点でまだ作成されていないため、中国と他国間で調印済みのこれに類する協定に定められている必要資料（例えば、[中国とルクセンブルク、スペイン、オランダ、スイス、フィンランド、カナダ、デンマーク、韓国、ドイツの間で調印された、これに類する協定](#)）を参照するとよく、これまでの運用上必要とされた資料には、通常、「適用証明書」の中国語と外国語版（原本とコピー）、「労働契約」、「外国人就業許可証」が含まれる。今後、具体的にどのような資料が必要となるのかは、上海人社部門によりさらに明確化されていない。

Q5：派遣される日本人被用者について、負担免除期間はどれくらいあるのか？

A：

派遣される者が初回申請する場合、負担免除期間は最長 5 年である。派遣期間が 5 年を超える場合には、再申請する必要がある、日中双方の関係当局又は実施機関の同意を得て、負担免除期間の延長が認められる。ただし、その延長期間は原則として 5 年を超えない期間とされている。負担免除期間が 10 年を超えるような特別なケースにおいては、最後の一回の延長が認められるのだが、最後の一回で延長する期間及び条件については、日中双方の関係当局又は実施機関が協議の上、共同で決定する。

Q6：派遣される日本人被用者が「日・中社会保障協定」の発効前からすでに中国で就労している場合には、どのように扱われるのか。

A：

「日・中社会保障協定」の規定によると、このような派遣される者の派遣期間は 2019 年 9 月 1 日から起算することになる。

Q7：「日・中社会保障協定」発効後、養老保険の負担免除手続きを行ったが、任満了等によりいったん帰国し、そして再び中国に派遣された場合、負担免除手続きを改めて行うことができるのか？

A：

再び派遣される日本人被用者が日本との関係当局又は実施機関に「適用証明書」の交付を申請し、負担免除期間に係る「日・中社会保障協定」の規定を満たす場合、負担免除を再申請することができる。

Q8：中国の社会保障機構へ提供する「適用証明書」は、日本国内で公証認証手続きを行う必要はあるのか？

A：

人社部和上海人社部門均表示，《參保證明》只需要有日本主管機構或經辦機構的蓋章即可，不需要履行公証認證手續。

Q9：若不能提交《參保證明》，会有什么影响？上海对在沪工作的外国人社保缴纳是怎样规定的？

A：

根据《通知》的规定，凡不能提交《參保證明》的在中国工作的日籍人員，各地社會保險經辦機構應按《中華人民共和國社會保險法》和《在中國境內就業的外國人參加社會保險暫行辦法》的規定，督促其參加中國的社會保險，即，必須繳納社會保險費用。

但是，關於外籍人員的社保繳納，上海有自己的規定。根據《關於在滬工作的外籍人員、獲得境外永久（長期）居留權人員和台灣香港澳門居民參加城鎮職工社會保險若干問題的通知》（滬人社養發〔2009〕38號）第一條規定：“與屬於參加本市城鎮基本養老保險範圍的用人單位建立勞動（聘用）關係，並按規定分別辦理了《外國專家證》、《上海市居住證》B證、《外國人就業證》……等證件的外籍……來滬工作人員可以按照相關規定同時參加本市城鎮職工基本養老保險、基本醫療保險和工傷保險，並在勞動（聘用）合同中予以約定”。據此，上海並沒有強制要求在滬工作的外籍人員繳納社會保險費用。不過，需要提醒的是，該規定屬於上海自己的規定，在法律效力上要低於國家製定的《中華人民共和國社會保險法》和《在中國境內就業的外國人參加社會保險暫行辦法》，理論上應予修改，但操作層面上海至今沒有強制外籍人員繳納社會保險費用。另有消息稱，針對在滬工作的外籍人員，今後也有強制要求其按照國家規定繳納社保費用的從嚴管理趨勢。

Q10：日籍派遣人員《參保證明》上記載免繳日期為5年，但在这5年期間僅在中國工作3年就回日本了，此后再來中國工作，是否還能繼續享受剩餘的2年免繳期限？

A：

人社部表示，免繳期限是以“累計在中國工作時長”為計算標準。因此，如果《參保證明》記載免繳期限為5年，但實際只享受了3年免繳期限，對於剩餘的2年免繳期限，該日籍人員仍可繼續申請使用。

但是，這只是中方對《中日社保協定》的理解。在該情形下，日方是否持有相同觀點以及是否願意給

人社部及上海人社部門によると、「適用証明書」に日本の関係当局又は実施機関の押印があればよく、公証認証手続きを要しないとのことである。

Q9：「適用証明書」を提出できない場合、どのような影響があるのか？上海で就労する外国人の社会保険加入について上海ではどのように規定しているのか？

A：

「通知」の規定によると、中国で就労する日本人被用者が「適用証明書」を提出できない場合、各地の社会保険実施機関は「中華人民共和國社會保險法」及び「中国国内で就労する外国人の社会保険加入暫定弁法」の規定に従い、中国の社会保険へ加入するよう督促しなければならないとされている。つまり、社会保険料を納付しなければならないことを意味する。

ただし、外国人被用者の社会保険料納付について、上海では他の地域と異なる規定もある。「上海で就労する外国人被用者、境外の永住（長期滞在）権を取得した者及び台湾・香港・マカオの住民の都市部被用者社会保険加入に伴う若干問題に関する通知」（滬人社養發〔2009〕38號）第一條の規定によれば、「上海市都市部基本養老保險へ加入する対象となっている雇用者と労働（雇用）関係を築いており、規定通りに「外国専門家証」、「上海市居住証」のB証、「外国人就業証」……といった証書交付手続きを行った外国籍の……上海で就労する被用者は関連規定に基づき上海市都市部被用者基本養老保險、基本醫療保險及び労災保險に同時に加入し且つ労働（雇用）契約においてこれを取り決めることができる」とされている。このことから、上海において就労する外国人被用者に対し、社会保険料の納付は強制的に求められているわけではない。しかしながら、当該規定は上海独自の規定であり、法的効力の観点上、国が制定する「中華人民共和國社會保險法」及び「中国国内で就労する外国人による社会保険加入の暫定弁法」よりも低く、理論上は改正されるべきではあるのだが、実務運用上、上海ではこれまでのところ、外国人被用者に対し社会保険料の納付を強制してはいない。なお、情報筋によれば、今後は、上海で就労する外国人被用者に対しては、国の規定に従い社会保険料の納付を強制的に求めることについて、厳しめに管理が行われる動きがあるとのことである。

Q10：派遣される日本人被用者の「適用証明書」に記載したる負担免除期間は5年であったが、この5年間に、中国で3年就労した後に日本に帰国し、そして再び就労目的で中国に滞在するようになった場合、残りの2年間の負担免除期間は引き続き利用できるのか？

A：

人社部によると、負担免除期間は、「中国での通算の就労期間」を計算基準とするため、かりに「適用証明書」に記載された負担免除期間は5年だが、実際には3年の負担免除期間しか利用しなかった場合、残りの2年の負担免除期間について、当該日本人被用者は引き続き利用申請することが可能とのことである。

ただし、これはあくまで中国側の「日・中社会保障協定」に対する認識である。この場合、日本側も同じ認識なの

日籍派遣人员出具相应的《参保证明》，还需要向日本当地的主管机构或经办机构咨询确认。

（里兆律师事务所 2019 年 11 月 15 日编写）

か、そして派遣される日本人被用者に対して係る「適用証明書」が交付されることになるのかは、日本現地の関係当局又は実施機関にて問い合わせる必要がある。

（里兆法律事務所が 2019 年 11 月 15 日付で作成）